

第 378 回 対馬海区漁業調整委員会議事録

1. 開催日時 令和 4 年 3 月 11 日 14 時 00 分 ~ 15 時 00 分
2. 開催場所 対馬振興局本館 会議室
3. 通知年月日 令和 4 年 3 月 3 日
4. 告示年月日 令和 4 年 3 月 3 日
5. 出席者
(委 員) 植木 忠勝、水主川 澄男、豊田 功己、二宮 昌彦、船津 博也、
部原 政夫、阿比留 和秀、神田 満男、川本 治源、吉田 栄
(事務局) 森川事務局長、永井事務局次長、大崎係長
(県) 対馬振興局水産課 西本主事
6. 欠席者 なし
7. 傍聴者 なし
8. 議題
第 1 号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について (諮問)
第 2 号議案 対馬海域アマダイ資源管理に係る委員会指示発出の要請に
ついて
第 3 号議案 長崎県資源管理指針の変更について
第 4 号議案 長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定に
ついて (諮問)
第 5 号議案 長崎県資源管理方針別紙 1 - 1 第 4 及び同別紙 1 - 2 第 4
の別に定める「くろまぐろ」の変更について (協議)

9. その他

10. 議事

(14 時 00 分 開始)

事務局 ただ今より、第 378 回対馬海区漁業調整委員会を、開催いたします。始めに、部原会長よりご挨拶をお願いします。

会 長 (会長挨拶)

会 長 それでは、本日の委員の出欠について事務局より報告願います。

事務局 本日は、定員 10 名中、10 名の委員が出席となっております。出席者が過半数を超えておりますので、漁業法第 145 条の規定によりこの委員会が成立しておりますことを、ご報告いたします。

また本日は、第 1 号議案において説明をするため、対馬振興局から担当者が出席しておりますので、紹介させていただきます。

対馬振興局水産課 西本主事でございます。

会 長 それでは、これより議事に入ります。

本日の議事録署名人は、慣例に従いまして、私から指名いたします。本日の議事録署名人は、「吉田委員」と「豊田委員」にお願いします。

会 長 今回の議題は、お手元の資料のとおり、
第 1 号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について (諮問)

第2号議案 対馬海域アマダイ資源管理に係る委員会指示発出の要請について

第3号議案 長崎県資源管理指針の変更について

第4号議案 長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）

第5号議案 長崎県資源管理方針別紙1-1第4及び同別紙1-2第4の別に定める「くろまぐる」の変更について（協議）

その他

となっております。

会 長

それでは、第1号議案「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について（諮問）」を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

知事から諮問文が2件きておりますので、朗読させていただきまして、その後説明いたします。

まず、資料P2、P5をご覧ください。

（諮問文朗読）

なお、内容については対馬振興局水産課の担当が説明します。

対馬振興局

（概要説明）

会 長

事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

会 長

他にご意見等ございませんか。

ご意見等ないようですので、第1号議案「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について（諮問）」は、諮問原案のとおり公示とすることに、ご異議ございませんか。

委 員

異議なし。

会 長

ご異議ないようですので、諮問原案どおり公示して差し支えない旨、答申することに決定します。

会 長

続きまして、第2号議案「対馬海域アマダイ資源管理に係る委員会指示発出の要請について」を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

対馬海域アマダイ資源回復計画作成協議会から要請書がきておりますので朗読させていただきまして、その後、資料に基づき説明いたします。資料P8の要請書をご覧ください。

（要請文朗読）

（事務局から説明）

会 長

事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

植木委員　このアマダイの禁漁区はアマダイ以外の漁業・漁法については休漁日に入っても別に問題ないか。

事務局　あくまでもアマダイの資源管理のための委員会指示となっているので、他の漁業については対象となっていません。

植木委員　分かりました。

神田委員　うちの組合員がこれに入って一緒に協議しており、第2第4金曜日は、もう完全に休漁ということで定着しておりますので、ずっと継続してやってもらいたい。ということなので、この案でやってもらいたい。

会　長　他にご意見等ございませんか。
ご意見等ないようですので、第2号議案「対馬海域アマダイ資源管理に係る委員会指示発出の要請について」は、指示原案どおり対馬海区漁業調整委員会指示を発動することにご異議ございませんか。

委　員　異議なし。

会　長　ご異議ないようですので、第2号議案については、指示原案により、委員会指示を発動することに決定します。

会　長　続きますして、第3号議案「長崎県資源管理指針の変更について」を上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局　知事から依頼文がきておりますので、朗読させていただきますして、その後説明いたします。
(依頼文朗読)
(事務局から説明)

会　長　事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

植木委員　漁獲量が書いてあるがどこの海域で漁獲が増えた、減ったというデータはあるか。

事務局　資料のもとになるデータですが、基本的には農林統計等をもとにしておりますが、農林統計にデータがないものについては聞き取りということで、データの作成をしております。農林統計については昨今統計の表示のされ方が変わったりしておりますので地区ごとになってないものもございませす。あと聞き取りによるものについては、代表漁協からの聞き取りとさせていただきますしてありますので、こちらにつきましては各漁協ごとの数字となっておりますので、個別の数量の公表はしていないということになっていませす。

会　長　他にご意見等ございませんか。

ご意見等ないようですので、第3号議案「長崎県資源管理指針の変更について」は、原案のとおり変更して差し支えない旨、回答することに、ご異議ございませんか。

委員 異議なし。

会長 ご異議ないようですので、第3号議案については、原案どおり変更して差し支えない旨、回答することに決定します。

会長 続きまして、第4号議案から第5号議案については、関連する議案ですので、一括して上程し、その後、個別に審議することとします。
事務局の説明を求めます。

事務局 資料はP63からです。
知事から諮問文等がきておりますので、朗読させていただきまして、その後資料に基づき説明いたします。資料P64、67の諮問文等をご覧ください。
(諮問文(第4号議案)、協議文(第5号議案)朗読)
(事務局から説明)

会長 ただいま事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

植木委員 インターネットに水産庁が遊漁の大型魚の開放が載っていた。30kg以上は一人一本毎日釣って良いと令和4年6月からなっている。そういうのはどこが管理するのか。

事務局 基本的に遊漁につきましては水産庁が管理することとなっております。

植木委員 分かりました。

会長 他にご意見等ございませんか。
ご意見等ないようですので、第4号議案「長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)」は、諮問原案のとおり設定して差し支えない旨、答申することによろしいですか。

委員 異議なし。

会長 ご異議ないようですので、第4号議案については、諮問原案のとおり設定して差し支えない旨、答申することに決定します。

会長 引き続き、第5号議案「長崎県資源管理方針別紙1-1第4及び同別紙1-2第4の別に定める「くろまぐろ」の変更について(協議)」は、原案のとおり策定して差し支えない旨、回答することによろしいですか。

委員 異議なし。

会 長 ご異議ないようですので、第5号議案については、原案どおり策定して
差し支えない旨、回答することに決定します。

会 長 以上で本日の議題は終了しました。
続きまして、「その他」といたします。

会 長 委員の皆様、県から何かございませんか。

会 長 それでは、以上をもちまして、第378回対馬海区漁業調整委員会を閉
会いたします。
ご審議ありがとうございました。

(15時00分 終了)